

新宮市病児病後児保育施設「重要事項確認」と「同意書」

「重要事項確認」

病児病後児保育施設は、お子さんが病気または病気の回復期にあり、集団生活が困難で保護者の方が就労等により家庭で看ることが出来ない場合に、専用施設で看護師・保育士が一時的にお預かりします。ご利用にあたっては、下記の重要事項を確認していただきますよう、よろしくお願いいたします。

- ① 予約受付後、当日の症状により保育ができないと判断した場合は、お預かりできません。
- ② ご利用当日は必ず連絡が取れるようにお願いします。
緊急時に連絡が取れなかったことにより、不利益が生じても当施設では責任を負いません。
- ③ 保育中、お子様の状態によっては保護者の方に連絡をさせていただいたり、症状の悪化が見られる場合は、お迎え予定時間の前であってもお迎えをお願いする場合があります。
- ④ 当施設では点滴などの処置は行いません。ただし、喘息の吸入処置は診療情報提供書にかかりつけ医の記入及び保護者が記入の与薬依頼書をもとに行います。
- ⑤ 保育中、お子さんの状態が緊急を要すると判断した際には、救急車の要請及び医療機関へ搬送をします。また、受診や緊急検査は事後承諾となる場合があります。
- ⑥ 当施設では、感染症のお子さまもお預かりします。利用者間の感染には細心の注意を払いますが、感染の可能性が全くないわけではありません。
- ⑦ 利用登録の内容に変更があった場合は、施設までお知らせください。
- ⑧ 診療情報提供書発行から利用までの有効期間は「発行日から4日以内(土日祝を含む)」です。4日を過ぎて、利用をする場合は再度受診をお願いします。また、利用中に最初の診断と症状や状態が変わってきたと思われる場合にも、再診を依頼することがあります。
(※同月に2回以上、診療情報提供書の記入が必要となる場合、自己負担となる場合があります。)
- ⑨ 保育中、万が一お子様が怪我をした場合には、当施設が加入しております保険の範囲内において、その責任を負うものとします。(メガネや補聴器・家庭から持ち込んだ私物に関して破損した場合、その責任を負うことはできません。)

----- キリトリ -----

同意書

病児病後児保育施設の利用料金決定のため、市町村民税に関する課税資料やひとり親家庭医療費受給状況の閲覧を行い、新宮市に情報提供することについて同意します。

病児病後児保育施設の利用に際して、上記の内容を確認し同意のうえ、保育を申し込みます。

令和 年 月 日

保護者氏名 _____

児童氏名 _____